

平成28年12月16日
水管理・国土保全局河川計画課

**社会資本整備審議会河川分科会
大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会の開催
～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について審議～**

8月の一連の台風による水害を踏まえ、11月に諮問した「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」に対する答申(案)について審議していただく、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」を12月20日に開催します。

平成28年8月の一連の台風に伴う豪雨により、国管理河川の十勝川や石狩川の支川に加え北海道や岩手県が管理する河川においても、堤防決壊や河川氾濫等による被害が発生し、特に岩手県のおもとがわ小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れ、犠牲になるなど甚大な被害が生じました。

国土交通省では今回の水害を踏まえ、社会資本整備審議会に対して「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」について諮問を行い、11月22日の「社会資本整備審議会河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」において、議論していただきました。その結果を踏まえた答申(案)について、小委員会を開催して審議を行います。

記

- 日時 平成28年12月20日(火) 17:00～19:00
- 場所 中央合同庁舎2号館(1階) 共用会議室2A、2B
- 委員 別紙のとおり
- 議題 (1) 補足説明について
(2) 答申(案)について
- 当日の取材
 - ・会議は公開にて行います。
 - ・会議の傍聴を希望される場合は、12月19日(月)12:00までに、件名を「大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会傍聴希望」とし、氏名(ふりがな)、所属、連絡先(メールアドレス、電話番号)を明記の上、以下のメールアドレスもしくはFAX番号宛にお送り下さい。
hqt-RPC0@ml.mlit.go.jp (FAX: 03(5253)1602)
 - ・会議室の収容人数を超える場合は、申込み先着順といたします。
なお、1社(団体)につき1名までとさせていただきます。
 - ・カメラ撮りは会議の冒頭(議事に入るまで)といたします。

問い合わせ先

水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室
室長 中込 淳 (内線: 35361)
課長補佐 大野 良徳 (内線: 35372)
代表: 03 (5253) 8111
直通: 03 (5253) 8445 FAX: 03 (5253) 1602